

西尾市民病院経営強化プラン評価委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインに基づき、西尾市民病院経営強化プラン(以下「強化プラン」という。)を策定するにあたり、外部有識者の幅広い意見を求めるため、西尾市民病院経営強化プラン評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 強化プランの策定及び見直しにあたり、専門的立場からの意見を取りまとめ、市長へ報告をすること。
- (2) 強化プランの進捗状況の点検及び評価に関すること。
- (3) その他市民病院の経営に関連し、必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員は、次の各号に掲げる機関等の者から市長が指名する。

- (1) 有識者
  - (2) 行政機関
  - (3) その他市長が必要と認めた者
- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、任期途中において委員の交代が生じたときは、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、市民病院事務部管理課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初に委嘱する委員の任期は第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、令和 5 年 3 月 31 日までとする。